

基準IV リーダーシップとガバナンス

【基準IV リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ]

＜根拠資料＞

1)新立体的総合学院構想資料、2)職員研修会資料、3)法人内各学校の教育に関する研究発表会資料、4)創立60周年記念事業資料、5)カーテル教育財団との協定書、6)学校法人光星学院 Web ページ「情報公開」

[区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

＜区分 基準IV-A-1の現状＞

理事長法官新一は、初代理事長が唱えた「神を敬し、人を愛する」という建学の精神および「地域発展の基礎は教育にある」という考えを基本方針として執務するとともに、これまでの教員として、また法人内高等学校校長としての経歴および法人事務局における執務経験などを踏まえて、学園全体の運営にリーダーシップを發揮し、法人の発展に寄与している。それが端的に表れているのが、初代理事長が唱えた「立体的総合学園構想」をさらに発展充実させるものとして打ち出された「新立体的総合学院構想」である。それにより、教育理念・目的にのっとった教育活動を開催するとともに、地域の要望にも耳を傾けながら、国際的な活動の展開などの時代に沿った改革を推進している。平成29年度は「新立体的総合学院構想」に基づく具体的改革方針として、本学の校名を「八戸学院短期大学」から「八戸学院大学短期大学部」に変更したほか、ライフデザイン学科の改編等の検討を行った結果、平成30年度に募集停止とすることを決定した。さらに、平成31年度を目途に介護福祉学科を新設することや、本学を含めた法人全体でグローバル展開を進めることなども決定している。(「新立体的総合学院構想」資料)

理事長は、毎年「職員研修会」「学院フェスタ」「法人内各学校の教育に関する研究発表会」等を実施し、これまで系列高校主催で行われていた「関東の集い」を大学・短期大学部を含めた規模へ再編成するなど、法人内の事業展開、情報共有、交流等に重きを置いた運営をしている。これらは法人内教育施設8校の教職員だけでなく、園児、生徒、学生、外郭3団体（後援会、同窓会、父母の会）との絆を深め、地域での本法人の存在価値を高めている。また、法人創立60周年を期して、平成27年度に各種委員会を立ち上げて準備に入り、平成29年度に記念式典、記念ミュージカル、記念誌発行、記念モニュメント制作等のイベントを成功裏に終えるなど、地元八戸市出身という強みを活かしてその手腕を發揮している。さらに、平成29年度は法人全体の経営改善に資する施策を検討するシンクタンクとして「経営会議」を立ち上げた。そこでは自ら議事を進行し、国際教育に関するフィリピンの財団との協定締結や留学生の受け入れ、地元企業との連携などの新規事業を積極的に推進している。（職員研修会資料、「法人内各学校の教育に関する研究発表会」資料、創立60周年記念事業資料、カーテル教育財団との協定書）

理事長は、学校法人光星学院寄附行為（以下、「寄附行為」）第3条の「この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、学校を設置」、同第13条の「理事長は、この法人

を代表し、その業務を総理する」にのっとり、理事会、評議員会・常任理事会等の学校法人の意思決定機関を適切に開催・運営している。決算および事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書および事業報告書）について、平成28年会計年度終了後に監事の監査を受け、平成29年5月に開催された理事会の議決を経て、評議員会に報告し、意見を求めた。理事会の承認を受けた各計算書類は、教育関係情報を含めて法人公式Webページに公開しているほか、閲覧要請に応じられるよう事務室に保管している。
 （学校法人光星学院Webページ「情報公開」）

理事会は、寄附行為第12条第2項に「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定めており、その目的たる議決を行うとともに、理事の職務の執行を監督している。また、寄附行為第19条第8号では「その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの」は評議員会の意見を聞かなければならぬと規定しており、認証評価の受審に関しては、理事会の審議・諮問事項となっている。

理事会は、理事長が招集して、年間5回以上、ほぼすべての理事の出席を得て開催されているが、そこでは理事長が議長となり、法人運営に資する案件の審議を行って、意志決定機関としての機能を十分に果たしている。また、事業計画および事業報告の承認をもって認証評価に対する内容の確認と保証の役割を担うとともに、その責任を負うべく活動している。理事会では、本学の発展のために、本学を取り巻く環境要因、特に地域における本学の存在意義や連携の在り方、また学生募集に影響する事項の情報などを積極的に収集し、本学に関わる案件の討議に活かされている。

学校法人光星学院寄附行為施行細則の第5条「本法人は、業務を円滑に運営するため、常任理事会を置く」に基づき、第6条「理事会の議決を必要とする事項にあっても、理事会を招集するいとまがないときは、常任理事会はこれを協議し、専決することができる」、第7条第2項「常任理事会の招集は、理事長が行い、その議長となる」と規定し、案件の迅速な審議の態勢を取っている。平成29年度の常任理事会のメンバーは、常任理事5名（理事長、事務局長、八戸学院大学学長、光星高等学校校長、八戸学院聖アンナ幼稚園園長）と施設長（本学学長、野辺地西高等学校校長、八戸学院光星高等学校専攻科校長代行、八戸学院幼稚園および八戸学院第二しののめ幼稚園園長）である。平成29年度における常任理事会は、4月から3月まで計12回開催され、理事会に上程する案件の審議や各施設の状況報告、情報交換等を行った。さらに、理事長は「日本私立短期大学協会」副会長および東北支部支部長、「短期大学基準協会」評議員、「私立短期大学教育振興会」理事を務めていることから、本学学長が入手する情報の他にも、重要な情報を隨時適切に収集している。また、県内他短期大学の動向なども人的交流の中で収集し、本学の将来構想に生かし、理事会・常任理事会等で報告して理解を得ている。

理事会は、本学の運営に対し、諸規程の整備および改廃を行う機関として位置づけられており、その法的責任の存することを認識している。

法人および本学の運営に必要な諸規程は、理事会の議決を経て整備されている。それらは「諸規程集」として印刷物および電子データの形で保存され、閲覧・活用されている。八戸学院大学短期大学部学則（以下、「学則」）と本学運営に関する規程であ

る「学校法人光星学院運営組織規程」の他、法人および本学運営に必要な規程の整備状況（抜粋）は、次のとおりである。

- ① 学校法人光星学院寄附行為
- ② 学校法人光星学院寄附行為施行細則
- ③ 学校法人光星学院運営組織規程
- ④ 学校法人光星学院運営組織事務分掌細則

理事数に関しては、内部理事5名および外部理事4名の9名で構成している。内部理事5名は理事長、八戸学院大学学長、光星高等学校校長、八戸学院聖アンナ幼稚園長および法人事務局長である。また、外部理事4名は、弁護士1名、企業経営者2名および法人内高校元校長となっており、いずれも建学の精神を充分に理解し、法人の健全な経営について学識・見識を有している。私立学校法第38条（役員の選任）および学校教育法第9条（校長および教員欠格事由）の規定は、寄附行為にそれぞれ掲げており、これを順守している。

平成29年度の理事会の開催状況は次のとおりである。

表IV-A-1 平成29年度 理事会の開催状況

開催日	議案	出席理事数
5月 24日	議案第1号 平成28年度事業報告について 議案第2号 平成28年度決算について	9人
9月 22日	議案第1号 学校法人光星学院寄附行為の一部改正について 議案第2号 八戸学院大学学則の一部改正について 議案第3号 八戸学院大学短期大学部学則の一部改正について 議案第4号 学校法人光星学院就業規則の一部改正について 議案第5号 学校法人光星学院事業計画の一部追加について 議案第6号 八戸学院グローバル展開について 議案第7号 八戸学院大学短期大学部における介護福祉学科（仮称）の設置について	9人
11月 24日	議案第1号 八戸学院幼稚園幼保連携認定こども園設置認可申請・確認申請および八戸学院幼稚園廃止認可申請について 議案第2号 規程の一部改正について 議案第3号 平成29年度補正予算について 議案第4号 八戸学院大学短期大学部介護福祉学科（仮称）設置計画の概要について 議案第5号 学校法人光星学院の今後の経営展開について 議案第6号 八戸市屋内スケート場（仮称）への八戸学院大学の施設併設について	9人
1月 5日	議案第1号 八戸学院大学および八戸学院大学短期大学部の学長候補者の推薦について	9人
2月 23日	議案第1号 学校法人光星学院 運営組織の改編について 議案第2号 学校法人光星学院寄附行為等の一部改正について 議案第3号 八戸学院大学学則の一部改正について 議案第4号 八戸学院大学短期大学部学則の一部変更について 議案第5号 八戸学院光星高等学校学則の一部改正について 議案第6号 八戸学院幼稚園の園則の制定について 議案第7号 規程の一部改正について （1）学校法人光星学院運営組織規程 （2）学校法人光星学院運営組織事務分掌細則 （3）学校法人光星学院監査室規程	9人

	(4)学校法人光星学院職員給与規程 (5)学校法人光星学院経理規程 (6)学校法人光星学院育英・奨学規程 (7)学校法人光星学院教職員子女学納金減免規程	
3月 23日	議案第1号 学校法人光星学院寄附行為の一部改正について 議案第2号 学校法人光星学院旅費規程の一部改正について 議案第3号 新立体的総合学院構想について 議案第4号 平成30年度事業計画について 議案第5号 平成30年度予算について 議案第6号 理事・評議員の改選について 議案第7号 平成31年度学納金について	9人

理事および監事の退任については、寄附行為第11条第2項第3号において、学校教育法第9条の校長および教員の欠格事由の規定を準用している。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長は、教育および経営・運営にも知見を有し、理事としての業務の傍ら、日本私立短期大学協会の副会長および東北支部長を務めるなど、その行動力は抜群であり、特段の課題はない。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

現在の第4代理事長は教員の経験を有している。「新立体的総合学院構想」を推進するにあたり、平成28年度に「戦略会議」、平成29年度は「経営会議」を開催して広く意見を求めた。18歳人口減少という現実に直面し、入学者確保に向けて本学の魅力・メリットを明示するために、資格取得、地域貢献、留学、就職支援などの施策を展開すべく労を惜しまない。特に平成29年度は、ライフデザイン学科の平成30年度学生募集停止を決定するとともに、平成31年度の開設を目指して介護福祉分野の学科の構想を具体化させるなどの活動に強いリーダーシップを発揮した。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

- 1) 平成29年度4月教授会資料、2) 平成29年度事業計画書、3) 平成29年度事業報告書、
- 4)自己点検・評価個人シート

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

<区分 基準IV-B-1の現状>

学長外崎充子は教育運営の最高責任者として、その権限と責任において教授会の意見を参照して最終的な判断を行っている。定期的に学科長会議を開催して3学科長との情報交換を行い、教員や学生の指導に当たり、学習成果の獲得・向上に努めるなど、本学の運営にリーダーシップを発揮した。

学長は長く公立高等学校校長を務めた経歴を有し、「日本国憲法」および「教育基本法」の精神を尊び、学識に優れ、学問および教育に熱意を有する者である。建学の精

神を深く理解し、教育行政に関して識見を有しており、教育・研究・地域貢献の推進を継続するとともに、短期大学教育の向上・充実に向けて努力してきた。

学長は、建学の精神に基づき、平成29年度事業計画の重点目標を「教育の内部質保証」と定め、①学びの質の向上、②汎用的な力の習得、③研究活動の推進の3つの視点を掲げて、短期大学部の向上・充実に向けて精力的に活動を展開した。これらの取り組みのうち、①②については教職員と学生が一体となって教育の質を高める活動を開発し、アクティブラーニングへの端緒を開き、一定の成果を収めることができた。

学長は「八戸学院大学短期大学部懲戒処分について（内規）」に基づき、学生の性行不良・非社会的行為その他学生としての本分に反し、ひいては学校の秩序を乱したものと認定される具体的行為の内容・程度等を確認し、懲戒処分（退学・停学・戒告の処分）を行うこととし、顛末書の提出を含め、その手続きの厳格な運用を指揮している。

学長は、校務全般をつかさどり、所属教職員を統督し、短期大学部を代表する役職を誠実に遂行している。

学長は「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部学長選考規程（諸規程集）」に基づいて選考、任命されている。平成27年2月24日開催の理事会において学長外崎充子の再任（第2期）が承認された。なお、平成30年3月任期満了により外崎充子学長は退任し、平成30年4月からは学校法人光星学院理事長法官新一が八戸学院大学短期大学部学長を兼務することが決定した。

教授会は、「八戸学院大学短期大学部教授会規程（諸規程集）」（以下、「教授会規程」）に基づいて毎月1回開催されている。教授会規程第2条第2項第1号に基づき、教授のほかに准教授、講師、助教その他の教職員をもって構成され、教育研究上の審議機関として適切に運営されている。平成29年度の教授会開催状況は次のとおりである。

表IV-B-1 平成29年度 教授会開催状況

開催日	審議案件
平成29年4月3日	(1)学籍異動について
4月20日	(1)既修得単位等の認定について (2)非常勤講師の追加について
5月18日	情報共有を行った
6月15日	情報共有を行った
7月20日	情報共有を行った
9月21日	(1)学籍異動について (2)科目等履修生について
10月17日	(1)平成29年度秋学期の後期公開授業・授業参観実施について (2)平成29年度秋学期・後期の教員相互授業評価アンケート実施について (3)平成29年度学内FD研修会およびはちキャンweb授業支援システム研修会について
11月16日	情報共有を行った
12月21日	情報共有を行った
平成30年1月18日	情報共有を行った
2月15日	(1)八戸工業大学との単位互換協定について (2)履修方法等の改定について

2月 28日	(1)平成29年度卒業判定および修了判定について
3月 15日	(1)学籍異動について (2)平成29年度学事暦・時間割(案)について (3)平成29年度非常勤講師について

学長は年度初めの教授会において、「建学の精神」「教育理念」「教育目的」「教育目標」「三つの方針」「学長方針」「事業計画」を周知しており、すべての教員はこれを認識している。また、毎回の教授会において大学運営会議の内容を周知し、折りに触れて「学長方針」と現在の課題を伝えている。また、自ら精力的に教員に働きかけ、学習成果を獲得するための助言を教授会において行っている。(平成29年度4月教授会資料)

学長は、学生の入学、卒業および学位の授与に関する事項ならびにその他学長が必要と認めた事項については教授会での審議を経た意見を聴取することとしている。特に入学者の選抜は入学者選抜委員会、学生の育英・奨学に関することは学費等減免選考委員会という教授会の代議員会で意見を聴取し、決定している。

本学における教学運営体制の審議機関として、「八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議」(以下、「大学運営会議」と)と「八戸学院大学短期大学部教授会」(以下、「教授会」)があり、いずれも学則ならびに会議規程にその審議事項が定められている。

なお、学長は教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

＜八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議＞学則第38条

- (1)教育研究に関する基本方針および教学運営上の全学的事項
- (2)教員の人事に関する事項
- (3)教授会の審議に関する基本的、共通的事項
- (4)各種分掌の組織および分掌内容に関する事項
- (5)学則・諸規程の制定・改廃および運用に関する事項
- (6)その他、学長が必要と認めた重要事項

＜八戸学院大学短期大学部教授会＞学則第39条

- (1)教育課程に関する事項
- (2)前号にかかる教育および指導に関する事項
- (3)研究活動に関する事項
- (4)学生の入学、卒業および学位の授与に関する事項
- (5)学生の休学、退学、転学および復学等に関する事項
- (6)試験および学業成績に関する事項
- (7)学生の生活指導および賞罰に関する事項
- (8)その他、学長が必要と認めた事項

大学運営会議は、学則第38条第2項に基づいて八戸学院大学と八戸学院大学短期大学部における全学的な事項を審議する機関である。大学運営会議規程第2条に基づき、両学長、副学長、学長補佐、学部長、学科長、各センター長、大学評価統括本部長、付置機関の施設長、事務局学務部長で構成されている。大学運営会議規程第3条に基づいて毎月1回開催し、大学運営会議の審議結果はそれぞれの教授会において報告されている。

平成29年度の開催状況は次のとおりである。

表IV-B-2 平成29年度 大学運営会議 開催状況

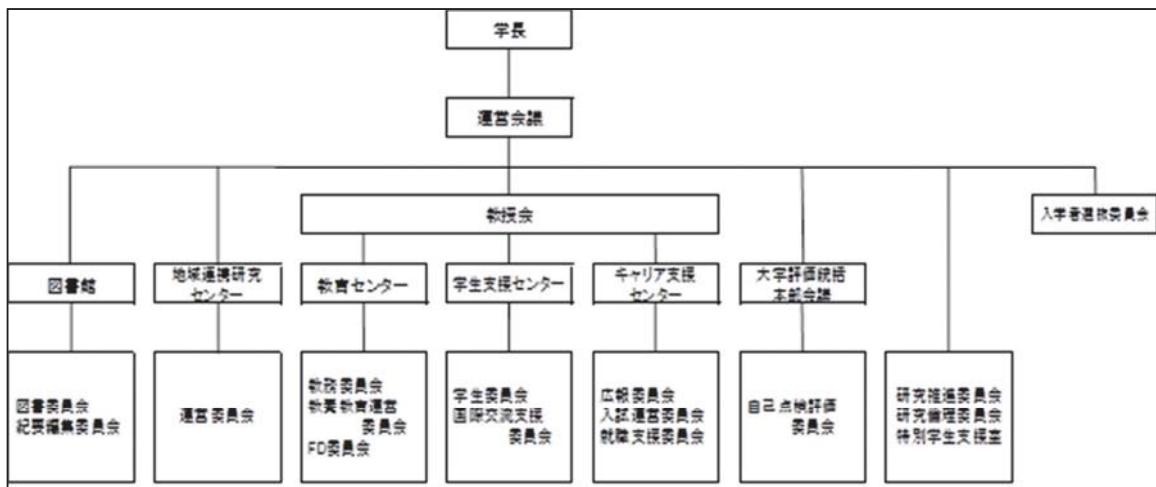
開催日	審議案件
平成29年 4月26日	(1)客員教授の委嘱について（追加） (2)健康医療学部人間健康学科福祉系教員の公募について (3)IR委員会の発足について
5月31日	(1)COC+八戸ロックイノベーション・ベンチャー・アイデアコンテスト2017について
6月28日	(1)八戸学院大学教員採用について（ビジネス学科）（人間健康学科） (2)学生カルテの閲覧範囲の拡大について
7月26日	(1)あおもりダイバーシティ研究環境推進ネットワーク加入について (2)八戸学院大学と青い森信用金庫との連携協力協定書（案）について (3)八戸学院大学短期大学部幼児保育学科教育課程の改正について
9月27日	(1)八戸学院大学教員採用について (2)八戸学院大学化学物質等管理規程の制定について
10月25日	情報共有を行った
11月22日	(1)児童養護施設からの入学希望者に対する学費減免制度の適用について (2)「営農大および農業高校からの入学生」に関する入学金免除制度の継続について (3)八戸学院大学健康医療学部人間健康学科教員採用に伴う教員公募について (4)八戸学院大学健康医療学部看護学科教員採用に伴う教員公募について
12月20日	(1)地域経営学部地域経営学科助手（教職課程）採用に係る選考委員会の設置について (2)幼児保育学科教員採用に係る公募について (3)長期高度人材育成コースの申請について (4)修学奨励制度改革改編に伴う関係諸規程の一部改正について
平成30年 1月24日	(1)八戸学院大学学則の一部改正について (2)八戸学院大学短期大学部学則の一部改正について (3)八戸学院大学短期大学部健康福祉学科(仮称)設置に伴う学則の一部改正について (4)八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部における修業年限を超えて在学する者の学費納入規程の一部改正について (5)八戸学院図書館規程細則の一部改正について (6)八戸学院大学ならびに八戸学院大学短期大学部紀要投稿・編集規程の一部改正について (7)地域経営学部地域経営学科助手（教職課程）の採用について (8)三沢市、八戸学院大学、八戸学院大学短期大学部の連携協力協定（案）について
2月28日	(1)八戸学院大学健康医療学部人間健康学科教員採用について (2)八戸学院大学短期大学部幼児保育学科教員採用について (3)八戸学院大学健康医療学部人間健康学科昇任人事に係る審査委員会の設置について (4)八戸学院大学短期大学部幼児保育学科昇任人事の審査について (5)光星学院高校・野辺地西高校との高大連携協定の締結について (6)学部名称変更等に伴う諸規程の一部改正について (7)八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部の履修規程等の一部改正ならびにグレード・ポイント・アベレージ（GPA）規程の制定について (8)八戸学院大学化学物質等管理規程の一部改正について (9)八戸学院地域連携研究センター規程の一部改正について (10)スポーツ医科学における八戸学院大学との連携事業（案）について
3月28日	(1)平成30年度客員教授等の委嘱について (2)八戸学院大学健康医療学部人間健康学科教員昇任人事について (3)八戸学院大学教員採用について (4)八戸学院大学短期大学部教員採用について (5)地域連携研究センター教員採用について (6)平成30年度八戸学院大学教育理念・教育目的・教育目標・3つのポリシー改正（案）について

教授会の下には各種委員会があり、それぞれ委員会規程に基づき審議事項、構成な

どが規定されており適切に運営されている。(平成29年度事業計画書、平成29年度事業報告書)

大学運営会議の議事録は教学事務室（八戸学院大学管理棟）に、教授会の議事録は本学事務室に保管している。

本学では、下図のとおり委員会を設置している。各委員会は、それぞれ設置規程に基づいて適切に教學運営に当たっている。



図IV-B-1 委員会組織図

各委員会は、その審議事項、決定事項について会議録を作成するとともに、教授会の審議に上程もしくは報告をしている。各種委員会の会議録は、大学と合同のものは教学事務室（八戸学院大学管理棟）に、本学単独のものは本学事務室に保管している。以上の通り、学長は、教授会、各種委員会等を規程に基づいて適切に運営している。

＜テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題＞

平成29年度事業計画の重点目標を「教育の内部質の保証」と定め、①学びの質の向上、②汎用的な力の習得、③研究活動の推進の3つの視点を掲げた。①、②については一定の成果が実証されたが、③については、結論を得るに至らなかった。研究費の配分、研究内容の査定、働き方改革などの課題も含めて全教員の研究意欲喚起にはなお時間を要する。

平成30年度は看護学科の改組が完了し、八戸学院大学短期大学部は幼児保育学科とライフデザイン学科の2学科となる。なお、ライフデザイン学科は平成30年度に募集停止することが既に決定しており、最終学年のみとなる。

＜テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

- ① 学校法人60周年記念事業にあたって、本学はミュージカル公演に全学で取り組み、歌・踊り・ダンス・演劇などに力を発揮した。
- ② 看護学科は、学科の大学への改組に伴い、平成29年度は3年次学生のみ在籍していたが、3月の卒業をもって在籍者0となった。これにより短期大学部の看護学科は廃止となる。

③ ライフデザイン学科は平成28年度の改組改編の将来構想により、平成30年度学生募集を停止した。平成30年度は2学年のみ在籍し、少人数で運営される。

平成31年4月に介護福祉学科を設置すべく、設置認可申請書を文部科学省に提出し、受理された。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

- 1) 学校法人光星学院Webページ「情報公開」、2) 八戸学院大学短期大学部Webページ「教育情報の公表」、3) 八戸学院大学短期大学部Webページ「情報公開」

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

<区分 基準IV-C-1の現状>

監事は、寄附行為第7条に基づいて、本法人の理事、職員または評議員以外から、評議員会ならびに理事会の同意を得て選出している。監事は、平成29年度、金融機関役員、他学校法人理事経験者、公認会計士の3名体制をとり、監事会を定期的に開催するとともに、監事監査（業務監査・会計監査）を実施した。（学校法人光星学院Webページ「情報公開」）

監事の業務は書類監査に止まらず、理事会および評議員会に毎回出席するほか、役員懇談会、主管部の部課長との面談、法人主催の各種イベント等での意見聴取、情報交換を行っている。また、事務連絡協議会において、「事務ミス削減に向けて」と題して講話を行うなど、高い識見を活かして精力的に執務している。監事会では、理事会・評議員会の議事運営、議事内容等に関する監査結果を提示し、事後の法人運営への貴重な指針を得る機会になっている。

法人の業務および財産に関する監事監査としては、寄附行為第8条に基づき、計算書類および財産目録の適合性の監査を実施し、公認会計士による会計監査報告会を行い、理事会・評議員会において決算報告に関する意見を述べている。平成29年5月24日の理事会において、監事より、法人の業務に関する決定および執行は適正で、財産目録および計算書類は財産の状況を正しく表示しており、不正な行為または法令・寄附行為に違反する重大な指摘はないと説明があった。

表IV-C-1 平成29年度監事監査実施状況

回	開催年月 日	議題・監査事項
1	29. 5. 17	<p>1. 2-(6) 「計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）、財産目録の表示の適正性」について ①平成28年度資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表および財産目録の表示の適正性ならびに各書類間の整合性等の確認</p> <p>2. 2-(7) 「証憑書類（稟議書、見積書、請求書および領収書等）の保管状況の適切性」について ①平成28年度会計関係の稟議書、見積書、請求書および領収書等の証憑書類の保管状況の調査確認</p> <p>3. 2-(8) 「財務の管理状況（財務の健全性、特異な支出、資金移動の有無）の妥当</p>

		<p>性」について ①財務上の特異な支出・資金移動の有無の確認 ②財務指標に照らした財務比率（事業活動収支および貸借対照表関係）に見る財務の健全性の把握確認 4. 2-(10) 「基本金組入れ、取崩し、修正の適正性」について 　①平成 28 年度会計関係の基本金組入れ状況の把握とその適正性の確認 5. 2-(11) 「収入超過、支出超過等の把握と中長期的視点に立った財務状況の健全性」について 　①平成 28 年度会計の収入・支出超過等の把握 　②過去 5 カ年の財務状況の推移を通じた現状の認識と今後の見通しの検証把握 6. 2-(12) 「偶発債務および後発事象に該当する事項の確認」について 　①偶発債務該当事項の有無の確認 　②後発事象該当事項の有無の確認 　③該当事項が「有」の場合の周辺関連事象の調査把握</p>
2	29. 7. 5	<p>1. 1-(4) 「教育研究活動と経営方針との整合性」関係 　①新学院構想推進戦略会議の進捗状況について 　　=H28. 3. 10 に「新学院構想に基づく具体的改革方針」を示し、 　　戦略会議を立ち上げて 1 年、その経過と改革方針の行方は= 　②ビジネス学部の地域経営学部への改組の申請業務の進捗状況について 　③八戸学院幼稚園の認定こども園への移行業務の進捗状況および聖アンナ幼稚園・第二しののめ幼稚園の今後について</p> <p>2. 1-(5) 「教育・業務等改善の取り組みの適切性」関係 　①八戸学院大学の認証評価機関による審査対応状況について 　　=審査の基本資料となる「自己点検評価書」等の関係書類の準備状況等= 3. 1-(6) 「学生生徒等の入退学および休学状況の把握と対応の適切性」関係 　①H29. 5. 1 現在の児童、生徒、学生の入学および在籍状況（定員比を含む）と定員未充足の学科等に対する諸施策について 　　=平成 30 年度に向けての対応策等= 　②前期①の在籍者数に基づく納付金収入試算と平成 29 年度予算との比較について</p>
3	29. 9. 21	<p>1. 1-(2) 「事業計画策定の適切性（継続性の視点から）とその執行状況」関係 　③事業計画 II-4 の「施設設備の整備」の進捗状況について 　　=弓道場建設、埋設配線の更新の両事業= 2. 1-(9) 「施設の保全、管理の適切性」関係 　①教育活動等中止（廃校、構成施設等の休止等）後の施設の管理状況について 　　=学校法人光星学院固定資産および物品管理規程第 8 条第 4 号に照らして 　　の下記施設の現地視察を中心= 　　イ) 野辺地工学専門学校 (H21. 3. 31 廃校) の跡地 　　ロ) 白銀幼稚園 (H19. 3. 31 廃園) の跡地 　　ハ) 教職員宿舎（美保野地区）の現状 　②施設（校舎等建物・関連施設）の保全および管理状況の把握について 　　=平成 28 年度未実施の下記施設の現地視察= 　　イ) 野辺地地区（野辺地西高校施設等） 　　ロ) 湊高台地区（光星高校、八戸学院幼稚園、聖アンナ、第二しののめ） 　　ハ) 美保野地区（各校舎および関連施設等）</p>
4	29. 11. 24	<p>1. 1-(2) 「事業計画策定の適切性（継続性の視点から）とその執行状況」関係 　①事業計画 II-1-(4) の「地域連携研究センター5 部門（地域文化研究室、地域産業振興室、地域スポーツ振興室、国際交流室および地域連携研究室）」の研究活動の概要と研究スタッフ進捗状況について 　②事業計画 I-3-(3) の「光星高等学校が平成 30 年度導入を目指す「全日制単位制」への移行計画の進捗とその概要について 　④事業計画 II-5-(6) の「奨学生比率増加傾向抑制策」の具体的方針策について 　⑥事業計画 II-7-(4) の情報教育環境整備推進の一つとしてあげた「基幹業務システムの運用」概要と進捗状況について 　⑦事業計画 II-7-(6) の情報教育環境整備推進の一つとしてあげた「大学・短大の全学生へのノート PC 配布計画」の概要とその進捗状況について 2. 1-(5) 「教育・業務等改善の取り組みの適切性」関係 　②八戸学院大学の認証評価機関による現地審査状況について 　③「高大連携」の強化問題への対応状況について 　　=大学・短大の立場から=</p>

		<p>④公的研究費の適正な管理、監督のガイドラインに基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の確認について</p> <p>3. 1-(6)「学生生徒等の入退学および教育・業務等改善の取り組みの適切性」関係 ③地域の中学校に対する情報発信・交流の動向について ＝光星高校および野辺地西高校の取組み＝</p> <p>4. 2-(2)「予算（補正予算を含む）執行状況の適正性の把握）関係 ①事業計画の進捗状況と予算執行状況について ＝関係資料にそって実情聴取および期末収支予想の把握＝</p> <p>5. 2-(5)「偶発債務に該当する事項の確認」関係 ①偶発債務該当事項の有無の確認について ②該当事項が「有」の場合、周辺関連事情等聴取確認</p>
5	29. 12. 7	<p>1. 1-(1)「法令、寄附行為、諸規程にてらしての業務執行状況の適合性」関係 ①運営会議および教授会等の運営に関する関係諸規程の改正整備状況について ②教育センター、学生支援センターおよびキャリア支援センターの現行体制の今後について ＝関係規定との整合性、適切性の観点から＝ イ) センター規程の根拠たる大学学則第 59 条第 2 項と学則第 57 条および運営組織規程第 10 条の 2 との関係 ロ) 各センターが「センターに関わる校務分掌」（昨年度の監査資料）を掲げているが、「これを担うセンター職員の配置、相応の組織の実態はどうか」との関係 ③常置する各種委員会等の位置づけについて ＝学則第 62 条と現行の各種委員会の運営実態の視点から＝ ④諸規程集第 3 編第 2 章「会議」および第 3 章「委員会」に掲げる各規定に定められている「議事録（あるいは会議録）の作成、保存」の整備管理状況について ＝担当部署での議事録等の閲覧を含む＝ ⑤平成 29 年 1 月から平成 29 年 12 月の間における法人内諸規程の制定・改正等の整備状況について</p> <p>2. 1-(8)「人事施策、人事管理の適正性」関係 ①就業規則第 4 条の「研修」に対する本法人のサポート体制について ＝事務系職員に対する奨励等の状況～学内主催あるいは他の団体等主催の両面から＝ ②大学設置基準の一部改正（H28.3.31 公布、H29.4.1 対施行）に伴っての「SD 研修」への取組み状況について イ) 教育系職員 SD 研修 ロ) 事務系職員 SD 研修 ③教員（大学関係を除く）の勤務実態とその管理状況の把握について ＝出退勤の管理方法および超過勤務管理方法を含む＝</p>
6	30. 2. 23	<p>1. 1-(5)「教育、業務等改善の取り組みの適切性」関係 ⑤平成 29 年度における国、県、市等の補助事業への申請・採択状況について ＝法人全体の一覧表の提出（経常的経費補助関連を除く）＝ ⑥平成 29 年度における大学、短大および両高校の教育研究活動等（課外活動等を含む）に対して保護者から徴収する金銭の会計処理の実態調査について ＝H27.5.29 文部科学省調査に準じてとりまとめる＝</p> <p>2. 1-(7)「各種法令、諸規則の改正および行政指導等に対する対応の適切性」関係 ③H29.1～H29.12 の間に国、県の各種法令、規則等の制定・改正の通達文書の受理とこれにたいしての本法人の関係規程等の制定、改正について</p> <p>3. 2-(3)「取引業者の選定および契約内容の適正性」関係 ①創立 60 周年記念モニュメント制作に関する契約等関係書類の閲覧について ②H29.4 月以降に取得した物件（1 件 100 万円以上）の法人全体の一覧表の提出および契約書等の閲覧について ＝契約書に代えて請書によるものも含む＝</p> <p>4. 2-(4)「固定資産の購入、廃棄および譲渡等の手続きの適切性」関係 ①人間健康学科において H17 年度・H18 年度に購入した教育研究用設備備品（1 件 100 万円以上）の一覧表の提出および管理状況の確認について ＝関係書類の閲覧および現場の管理状況見分＝ ②短大看護学科開設時（H20 年度・H21 年度）に購入した教育研究用設備備品</p>

		(1件 100万円以上)の一覧表の提出および管理状況の確認について =関係書類の閲覧および現場の管理状況見分= 5. 3-関連事項 (7) 各学校支援団体の活動および運営状況(幼稚園を除く)について =父母の会、後援会および同窓会のH29予算書の提出=
7	30.3.22	1. 1-(2)「事業計画策定の適切性(継続性の視点から)とその執行状況」関係 ①平成30年度事業計画について 2. 2-(2)「予算(補正予算を含む)執行状況の適正性の把握」関係 ①本年度における予算執行全般の状況と期末収支予想の把握について ②平成30年度予算編成について ③平成26年度からの事業活動収支実績と平成30年度予算編成に基づく平成34年度までの予算編成予測について 3. 2-(9)「固定資産の教育用と管理用の区分の適切性と実存性」関係 ①教育用固定資産の管理状況確認(実存状態把握等)について =機器備品台帳と現物との照合確認を含む= ②管理用固定資産の管理状況確認(実存状態把握等)について =機器備品台帳と現物との照合確認を含む=

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

<区分 基準IV-C-2の現状>

評議員数に関しては、平成29年4月1日より評議員数を20人としており、理事数に対して2.2倍の人数をもって組織している。評議員の内訳は、内部理事および教職員8人、法人の設置する学校を卒業した者6人、外部理事および学識経験者6人である。

評議員会は私立学校法第42条に従い、寄附行為第19条に次のように定められている。

(諮問事項)

第19条 次の各号に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)および基本財産の処分ならびに運用財産中の不動産および積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の重要な義務の負担または権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄付金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

平成29年度における評議員会は、5月を除き理事会に先立って開催された(5月は理事会後に開催)。適正に運営され、評議員の意見を聴取している。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

<区分 基準IV-C-3の現状>

学校教育法施行規則第172条の2の規定に基づき、本学学則第2条の2「本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法

によって、積極的に情報を提供するものとする」と規定して、教育情報の公表（基礎資料(6)①）に努めている。（八戸学院大学短期大学部Webページ「教育情報の公表」）

私立学校法第47条の規定に基づき、28年度の決算情報を評議員会および理事会に諮り、承認された結果を「平成28年度事業報告書」に記載して、その他「財産目録」「資金収支計算書」「活動区分資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」「監事監査報告書」などの財務情報を平成29年5月末に公式ウェブページ上で公開している。（八戸学院大学短期大学部Webページ「情報公開」）

＜テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題＞

手続きや規程等の管理・運用については適正に実施され、特段の問題はないと認識している。

＜テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項＞

現職の理事長による日本私立短期大学協会の役員としての活動により、将来を見越した安定的運営を目指した改革が進められるとともに、職員によるサポート態勢も人材を得て充実している。また、監事からの意見等は、厳しい環境条件克服のための有意性をもっており、組織としての運営は堅調である。

平成29年度は、法人創立60周年を記念した記念式典、記念ミュージカル、記念モニュメント制作などの諸行事を企画・実施し、教職員のみならず本学学生もこれに参加して、学習の成果を披露するとともに、地域からの讃辞を得ることができ、法人の存在感を示すことに寄与した。

＜基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

① 基準IV-Aの改善計画の実施状況

理事長のリーダーシップおよび法人の管理運営体制は維持されている。

② 基準IV-Bの改善計画の実施状況

学長のリーダーシップは引き続き發揮され、理事長の意を体して積極的に学務運営に従事している。看護学科の四年制大学への移行へ協力しつつ、残る幼児保育学科およびライフデザイン学科の今後の在り方を検討し、経営会議に意見を提示した。また、学長はIR委員会委員長としても活動し、データ収集や分析、キャッチフレーズの取りまとめなどを行い、将来の短期大学部の存在意義を明確化するとともに、学生募集戦略の構築に貢献した。

平成29年度に実施された法人創立60周年記念行事の中で、学長はミュージカル委員会委員長として、成功に大きく貢献した。このような活動を行うことにより、リーダーシップを十分に發揮している。

③ 基準IV-Cの改善計画の実施状況

ガバナンスについて、財務状況の向上のための改善計画を立てて、法人を挙げて取り組んできた。園児・生徒・学生数に見合った無駄のない経費支出や、設備投資の効率的な配分実施による支出抑制を行った。また、収入増加のための改組（平成30年度のライフデザイン学科の廃止と平成31年度の介護福祉学科の開設）や系列校との高大連携などの諸施策に重点を絞り、学生募集へ全力を傾注している。図書館（閲架状況の変更、特設コーナーの設置）や学生食堂（委託業者によるメニュー増や食卓数の増加）の利便性向上を実施した。留学支援強化の方策として、フィリピンのカーテル科学教育財団との協定を締結し、CNE1語学学校へ留学し易くするとともに、留学生の受け入れの準備も行っている。これらの施策の実施を通じて学生募集戦略に取り組んでいる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

今後も学生募集のための募集戦略の強化、系列校との協力等を行っていく。

これらの活動と研究活動の推進を通じて、さらなる教育の質の向上と学生にとっての良好な学習環境の整備に努めていくこととする。